

入札公告

高圧電力の供給について、事後審査型制限付き一般競争入札を下記のとおり行うので、瑞穂市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年瑞穂市告示第160号）第3条の規定により公告する。

令和8年7月24日

瑞穂市長 森 和 之

記

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 仕様書番号 瑞財物第23号

(2) 件名及び数量 高圧電力の供給

予定契約電力 約5,163kW

予定使用電力量 約16,537,280kWh

(3) 供給場所 別紙仕様書のとおり

(4) 供給期間 令和8年10月 1日 0時00分から

令和10年9月30日24時00分まで（2年0か月間）

(5) 供給内容 別紙仕様書のとおり

(6) 入札書に記載する金額（以下「入札書記載金額」という。）

落札決定に当たっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

総額（税抜）は、施設毎に算出し、小数点以下を切捨て、全施設分を合算する。ただし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。

また、入札書には内訳書（様式第3号）を添付すること。

なお、電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切捨て、全施設分を合算する。

(7) 予定価格 事後公表

(8) 本購入事業の入札は、紙入札で行う。

2. 一般競争入札参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) この告示日において、令和8・9年度の瑞穂市入札参加資格者名簿の「電力」に登録されている者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(4) この告示に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

- (5) この入札公告日以前過去5年以内に、履行期間を1年以上とする電力供給契約を締結し、履行した実績を有する者であること。ただし、実績と認める契約は、供給電力量の実績が年間8,000,000kWh以上であること。
- (6) 電力供給事故発生等の緊急な対応が必要な場合に必要な連絡体制が確保されていること。
- (7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金に未納がないこと。
- (8) この告示日から入札日までのいずれの日においても、岐阜県及び瑞穂市から入札参加資格停止措置に関する規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年瑞穂市告示第157号)第3条の規定に該当しない者であること。

3. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
仕様書等の閲覧・配布	令和8年7月24日(金) 午前9時00分から	瑞穂市役所財務情報課(瑞穂市別府1288番地)及びホームページにて配布
入札参加の申請書の配布 及び提出期間	令和8年7月24日(金) 午前9時00分から 令和8年7月31日(金) 午前11時00分まで	本件一般競争入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)を次に定めるところにより提出すること。申請書は瑞穂市役所財務情報課及びホームページで配布する。 提出は期日までに財務情報課へ持参又は郵送すること(郵送の場合、左欄の締切日時必着とする)。
質問の受付	令和8年7月24日(金) 午前9時00分から 令和8年7月31日(金) 午前11時00分まで	質疑書を持参またはFAXすることにより行う。ただしFAX送付後は、到着しているかの確認を電話で行うこと。 また、期日までに質疑書の提出がない場合は、質疑がないものとみなす。 送付先：財務情報課 TEL：058-327-4131 FAX：058-327-4103
回答書の送付	令和8年8月4日(火) 午後5時00分まで	FAXで回答書を送付する。
参加資格の確認	令和8年8月4日(水) まで	郵送により送付する。

入札及び開札を行う 日時・場所	令和8年8月19日（水） 午後1時30分 瑞穂市役所 穂積庁舎 第1庁舎3階 第1会議室 （瑞穂市別府1288番地）	代表者以外が入札する場合は委任状 を必ず持参すること。 入札書には入札内訳書（様式第3号） を添付すること。 予定価格の範囲内で最低価格をもつ て入札した者を落札候補者とする。 ただし、落札者がいない場合は、直ち に再度入札を1回だけ行う。
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	落札候補者となった旨の通知の あった日の翌日から起算して2 日以内	事後審査型制限付き一般競争入札参 加資格確認申請書（様式第2号）を 財務情報課まで持参により提出する こと。
入札結果の公表	契約締結日以降	財務情報課にて閲覧

4. 開札

- （1）市は、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者から落札候補者を決定し、かつ、落札者が決定するまで、最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了する。
- （2）開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留したうえで、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

5. 落札者の決定

- （1）落札候補者の入札参加資格を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者として決定するので、指示のあった日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、次に掲げる書類を瑞穂市役所総務部財務情報課まで持参すること。
 - ①事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
 - ②誓約書
 - ③実績調書（様式第4号）
- （2）落札候補者が提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6. 入札の無効

次の各号に該当する場合は、その入札を無効とする。

- （1）入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- （2）入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- （3）入札事項を表示しないとき、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- （4）入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- （5）入札者が他人の代理をしたとき、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- （6）入札に関し、談合等の不正があったとき。
- （7）その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

7. 入札保証金 免除

8. 契約保証金 免除

9. 議会の議決

瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年瑞穂市条例第40号）の規定による。議会の議決を要する場合は、落札後速やかに仮契約を行い、市議会の承認後本契約を締結する。

10. 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。

11. 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

12. 契約書作成の要否 要

13. 談合行為に対する措置

落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に違反した場合は、当該契約をした契約金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならない。

14. その他

（1）郵便又は通信による入札は認めない。

（2）一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（3）入札参加者が1人だけの場合は、入札を中止することがある。

（4）代理人が入札する場合は、入札執行前に委任状を提出しなければならない。提出する委任状は代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、委任者が記名押印したものとする。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印（何某代理人何某と表示）すること。

（5）入札会場においては、静粛を保ち私語を慎むこと。

（6）落札決定までは、原則として入札会場の出入りを禁止する。

（7）その他この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び瑞穂市契約規則（平成15年瑞穂市規則第46号）等関係法令の定めるところによる。